

教育厚生委員会 県内調査活動状況

1 日 程 平成30年1月22日(月)

2 委員出席者(7名)

委員長 望月 利樹
副委員長 山田 七穂
委員 石井 脩徳 白壁 賢一 乙黒 泰樹
古屋 雅夫 安本 美紀

欠席委員 皆川 巖 桜本 広樹

地元議員 【県立富士北稜高校(富士吉田市)】

渡辺 淳也 早川 浩

【県立愛宕山少年自然の家(甲府市)】

飯島 修

【県立動物愛護指導センター(中央市)】

河西 敏郎

3 調査先及び調査内容

(1) 【県立富士北稜高校】

調査内容(主な意見)

問) ICTの導入に当たっての準備は、去年から始まっていると思うが、期間としてはどのぐらいを要したか。

答) 6月の補正予算で議決され、国と委託契約を7月に結んだ。

夏休みに準備期間を設け、機器の導入そのものは9月からという状況だったが、どういふことをしていくというところが整理し切れない状態で始まっている。今、両校において実践が積み重なってきているので、さらに成果を上げていくために整理をしながら来年度に向け進めている。

問) ICTを活用した教育は必要であると思うし、やっていかななくてはいけないと思う。

30年度が最終年度という中で検証をして、県内全部の高校に拡大していく形になると思うが、全高校の導入に向けた動きというのは、どうなっているのか。

答) この事業をどうやってほかの学校への展開に結びつけていくかということも非常に大きな課題と捉えている。

現在、県立高校においては、デスクトップ型のパソコンなども整備はされており、パソコン教室というものを持っている。

実際に、タブレット等を導入した場合は、そういった既存のパソコン教室等はどうしていくのか。また、Wi-Fi環境については、可動式のを現在は利用しているが、セキュリティ等の問題も考えると、ネットワークの構築をどうするか、こうした機器整備の課題もある。

また、学校の教職員がどれだけ使いこなして授業に生かしていけるかということも、まだまだ課題があると思う。

教育委員会としては、まず、両校の取り組みで成果が得られているものの周知に努めながら、まずは教員の指導力向上、そういったものに取り組んでいきたい。

そうした下地ができたところで、実際の各校への展開のスケジュール観を持ちながら、この事業を生かし、今後の県全体のICT教育のあり方というところに結びつけていきたいと考えている。

問) タブレット導入について、まず子供たちへの研修、みんな同じように使えれば問題ないのだが、ふなれな子供たちへの対応はどういうふうにしたのか伺う。

答) 教員がまずは操作法をこなし、その後で生徒に伝えていった。

データの管理の問題で、クラウド上にデータを管理していくという部分で、今回、端末の数が非常に少ないことから、それを不特定多数で使うということに関して、非常にハードルが高いところもあった。現在、データ管理、情報の授業で全ての生徒がメモリースティックを使っているが、データの集積や管理について教員側も、新たに勉強しなければならない部分もあり、仕組みの違いを職員がまず理解する部分では、一旦、ワンステップ必要なという感じを持った。

問) 生徒に対する機器の使い方についての特別授業も行われたのか。

答) 授業の中でオリエンテーションのような形でまずは入っていった。特別な授業というよりも、その場で使いながらなれていくといった感じだった。

問) 操作については、子供たちはみんな習熟したということか。

答) 今回導入したタブレットは40台で、それは主に、情報の検索や、それを使った集計などである。

それから、C B T、コンピューターを使ったテストのほうについては、今までどおりデスクトップ型のものを使うので、そちらの操作については、生徒たちは情報の授業の中で習熟していることから、混乱はないと思う。

ただ、今回、英語のスピーキングも含めて、メモリースティックの中に回答を入れる。それをまた回収するというので、その部分の操作の手間については、センター試験でリスニングが導入されたときと同じように、教員がかなり戸惑うところもあり、ヘッドホンの問題やイヤホンの問題、その部分についても、本校のようにたくさん会場があれば、やりくりも、7クラスあっても何とかなるが、普通科高校のように1つ、2つしかないところでこれを行う場合に、かなり時間がかかるのではないかと懸念している。

問) モデル事業ということなので、課題を出して、また国のほうに伝えていくということになると思う。

教員の方へのサポートということで、この事業の導入に当たって、専門家など人的派遣みたいなものはあったのか。

答) 特別のS Eなど専門家の派遣はない。国のほうでもその予算はつけていない。

問) そういう人的な派遣は必要と感じたか。

答) 今回、エージェントになった業者が、非常に親身に対応してくれたが、やはりそれを全

員の職員が聞くということは、時間的にも機会的にも無理なので、担当教諭から他の教諭に伝えるというような形でやっている。

パソコン室が多くあっても管理の問題などもあり、すぐに使うわけにはいかないということもあるが、移動型のタブレットについては、非常に使い勝手もよくなる。

問) 1枚目の資料に想定される効果ということで点線の中に、授業ではカバーできない個に適した学習による学力向上、それから、ICT活用による教員の負担軽減というものもあるが、この効果をしっかり出すには、やはり生徒もよく使い方を理解し、あまり負担をかけないで使いなれていくということが一番だと思う。

当初は、負荷がかかってしまうのかなという思いもあるが、モデル事業なので、現場サイドからのいろいろな人的資源とかという要望があれば、きちんと県教委のほうに上げて、国にも届いていくような形で提言してもらいたいと思うがいかがか。

答) まさに御指摘のとおりだと思うので、予算のない中でも、例えば総合教育センターの機器に習熟した職員等を、学校に派遣しながらサポートに努めつつ、別に専門的な支援を図っていくかというようなことについては、検討課題だと考え、本事業を通じて検証を進めていきたいと考えている。



説明、質疑の後、ICTを活用した各授業を視察した。

(2) 【 県立愛宕山少年自然の家 】

調査内容 (主な意見)

問) 施設の年間利用者数の目標が当然あると思うのだが、どのくらいに設定しているのか。

答) 愛宕山少年自然の家の平成 2 9 年度の利用者数の目標は、2 万 6 5 9 人としている。

問) 今、2 万人に対して 1 万 8 , 5 0 0 人の利用なので、目標としている利用にはある程度いつているのではないかと思うが、県内利用者の割合は 4 4 % 。低いのか高いのか、私にはよくわからないが、どういうふうに考えているのか。

答) 本施設は本来、小学校低学年児童の集団宿泊を想定して設置されたものであり、宿泊部屋のベッドなども小さなものが設置されている。

ただ、条例を見ると、本施設の設置目的は少年の集団宿泊としており、これから考えると、小学校、中学校、高等学校や少年団体における集団利用が想定されている。

利用区分「その他」とは、小学校、中学校、高等学校や少年団体以外の利用のことであり、例えば、幼稚園・保育所、一般家庭、塾、大学・サークル、養護施設、企業などで、有効活用の観点から利用を認めている。

その他には県外の利用も入るが、少年を第一としつつも、受け入れてきた。

問) 今、子供が自然に触れる機会というのが少なくなっている中で、こういう自然に触れ合える施設というのは、私は重要だと思っているが、県内の小学校、中学校への P R はどのようにやっているのか。

答) P R については、指定管理者が力を入れており、施設概要やイベントについて、ホームページをはじめとして、テレビやラジオ、新聞などで情報提供をしている。

また、それとともに県内全域の小中学校や、保育所等を個別訪問して、利用の促進に努めている。

問) 隣は東京という、もっと自然が少ないところだが、そういった首都圏のほうに、ここの利用を促進するような P R はしているのか。

答) 県内の小中学校を中心に P R も行っているが、有効利用という観点から、近隣の東京等の学校などにも P R を指定管理者が行っている。

問) この施設の、県の建物設置管理条例があるが、設置管理条例はどのような条例か。

答) 設置管理条例については、所管が教育委員会になっている。そもそもこの自然の家については、教育委員会のほうで当時の文部省の補助金を受ける中で設置をしており、教育委員会で設置管理条例を持っている。

問) 少年自然の家の設置管理条例だと思うが、その中に施設としてはこの施設のほかに何かあるのか伺う。

答) 山梨県立少年自然の家設置管理条例の中には、八ヶ岳少年自然の家と、こちらの愛宕山少年自然の家、2 つのものがある。

問) 教育委員会が所管する条例の中に2つ施設があって、片方は社会教育課が所管されていて、こちらの愛宕山の少年自然の家は、冒頭、説明いただいたが、教育委員会から委任されて、福祉保健部の子育て支援課で所管されていると思うが、それはどんな理由からか。

答) 愛宕山少年自然の家については、愛宕山こどもの国の中に設置されており、両施設とも、子供または少年を対象とした施設であるので、一体的な管理が適当ではないかという考え方から福祉保健部の子育て支援課で所管している。

問) 管理上の問題もあったので一体管理ということもあるかもしれないが、ここに建つ優位性というか、こどもの国がある、また、武田の杜の範囲内なので、そういったものもトータルしてここに建てたのだと思う。

もう一つ、八ヶ岳は八ヶ岳なりのよさがあって、また、ここの愛宕山は甲府盆地から一番身近なところということでつくられて、そして、当然、こどもの国と一体で管理する優位性はあったと思う。

ちょっと踏み込んだ話で、例えば廃止という議論があって、これから検討されるのだと思うが、こどもの国と一体である社会教育施設の愛宕山少年自然の家、これがもしなくなれば、その代替施設みたいなものは、どういうふうに社会教育課としては考えているのか伺う。

答) 現時点までである程度、検討してきているが、もう一つの八ヶ岳少年自然の家で可能かどうか検討を進めている。

問) 距離的なものや、ここの持つ武田の杜とか、こどもの国にかわるものは、私はないと思っているが、廃止についての検討というのは、福祉保健部内で行われていくのか。

答) この施設のあり方については、庁内の関係課による検討委員会を設置しており、利用状況や施設の現状などを把握するとともに、今後のあり方についても検討を進めているところである。

ただ、今後については、議会をはじめ、さまざまな皆様方の御意見もいただく中で見直しの方向性を検討していきたいと考えている。

問) 施設のあり方の検討委員会に関係する課はどちらか。

答) 福祉保健部内では、福祉保健総務課、子育て支援課。教育委員会の総務課、社会教育課、森林環境部では、県有林課、それから、都市公園なので県土整備部から都市計画課が検討委員会のメンバーとなっている。

問) 設置管理条例については教育委員会所管だということで、存続、廃止についての議論は、やはり教育委員会の意見が一番重要だと思っている。検討会を立ち上げているということだが、本来の、もともと施設が持っている目的のところ、やはり一番重要な決定権を持っていると思うので、福祉保健部内で、今、議論をされているようだが、そういったところの意見も最も大事にしていきたいと思うがいかがか。

答) おっしゃるとおり、この施設については社会教育施設なので、施設の今後については、関係課できちんと方向性を検討するとともに、本来の目的である児童・生徒に関することなど、さまざまな方々からの意見を頂戴する中で、また議会の意見も頂戴する中で検討を進めていきたいと考えている。

問) 利用状況表を過去4年間拝見して、合計で県内の利用率が全体の40%ぐらいを占めているということは、県外からこれだけ人が来ていて利用しているということだと思うが、特に、県外のその他の利用については、平成26年度、平成27年度、平成28年度でかなり増加している。これは、何か理由があるのか。

答) 県外のその他の利用だが、本来の小学校、中学校、高校、少年団体の利用以外の利用であり、施設の有効活用から受け入れをしている。そういった意味からその他が徐々にふえているという状況である。

ここ数年、少しふえているという状況ではあるが、3ページのカラー刷りの施設の利用状況の表を見ていただくとわかるとおり、平成20年度をピークとして、その他の利用というのはだんだん減っているという状況がある。

問) いろいろな切り口があると思うが、例えば収入でいくと県外の人が多いほうが利用料金も高いからふえる。

今、廃止かどうかという問題があると思うが、例えば廃止になると県外の方も当然、ここが利用できなくなるということで、県全体から見て交流人口も少なくなるという見方もあると思う。その辺のところは、どういうふうにか考えるか。

答) 愛宕山少年自然の家については、本来の設置目的は、社会教育施設ということで施設の積極的な利用を通じた子供の健全育成ということがあくまでも目的である。

県費も多額に投入をしている中で、どういうあり方がいいのかということについては、今後、検討していきたいと考えている。

問) それぞれのお立場で、それぞれの所管の責任とか、本来の目的があって、それにそぐわないというか、ちょっと傾向が変わってきたという結論はあると思うが、山梨県全体としての取り組みとか、今、後藤知事がおっしゃっているような交流人口をふやすとか、そういうことの観点も含めて、今後、検討していただきたい。

答) 交流人口の増加というのが県政の重要な課題であり、どうしたら交流人口がふえるのかということで、さまざまな施策、事業が必要になってきている。

そうした中で、この愛宕山少年自然の家をどう活用していくかという視点もあると思うが、これについては、現在、社会教育施設ということで使っているのだから、そういう観点からどういうあり方が最も有効なのかということについて、今後、さまざまな意見をいただく中で検討していきたいと考えている。



説明、質疑の後、施設の状況を視察した。

(3) 【 県立動物愛護指導センター 】

調査内容 (主な意見)

問) 私も、この犬の飼い方教室とかがあるということは全く知らなかったが、12回開催して57名で、ステップ1は7回開催して20名ということは、1回で大体、3人から5人という計算になる。

もっと県民の皆さんにこういうことをやっていることを周知して、参加人数を多くして、動物に対する知識とか、飼い方というのを知ってもらいたいと思うが、周知に関しては、どのような形でやっているのか。

答) ホームページを使っただけの飼い方教室の募集、また、各種イベント等での周知活動ということ具体的には行っている。

また、犬が欲しいという一般県民の方からの問い合わせ等もあるが、そのような際に、譲渡前講習会というのがあるので、これを受けて犬を飼って欲しいと伝えたりしている。委員のおっしゃるとおり、もっと広く効率的に周知できる方法というの、これから考えていきたいと思っている。

問) 犬に関しては年に1回、狂犬病予防注射で、市町村に登録をしているが、そういうところから犬を飼っている方をしっかりと把握した中で、そういう方にまずは参加してもらうというような考えはあるか。

答) 「ふれんど」という情報誌を発行している。そこにも教室の開催日程なども掲載している。それは、各学校をはじめ市町村にも配布をしているので、こういう冊子を市町村にも活用していただければ、さらに周知が図れるのだと思う。

問) ちょっと話は変わるが、以前、劣悪な環境の中で犬とか猫を飼っているペットショップとか飼い主がテレビなどで話題になったが、県内にそういった状況はあったか。

答) 一般の方から、ここの飼い方が悪いのではないかという苦情というか、情報提供等はある。

また、飼い主さんが多くの犬、あるいは猫を飼ってしまって劣悪な環境になっているという情報は、近所などからの苦情という形で情報提供がある。それに対しては、適正に飼養されるように直接出向いて指導をしている。

問) 指導に行って、その後、改善はされているのか。

答) 劣悪という捉え方が人によって違うので、どこまでやればいいのかという問題も出てくるが、少なくとも、現状よりは改善できる努力をしている。

問) 犬猫の譲渡の部分で、ボランティアの登録団体があると書いてあるが、どのぐらいの団体数や人数がかかわっているのか。

答) 当センターに登録しているボランティア団体は約50ある。ただ、その中で、実際に、どんどん犬猫を引き受けていいですという活発に活動されている団体となると、やはり限られてきて10前後というような状況である。

問) 動物ふれあい教室の開催は、希望があれば学校に訪問してやっているとの話もあったが、

やはり子供にそういう部分を教育していくのであれば、希望がなくても、もっと募っていてもいいのかなと思うが、今後そういう部分はどうか考えているのか。

答) おっしゃるとおり、裾野を広げるという意味では、積極的に出向いて教室を行うということは大切だと思う。

ただ、こちらにいるモデル犬という犬を連れて行くのだが、そのモデル犬も限られているし、対応できる職員も限られているということで、なかなかこちらから行ってどうですかというのが難しい。また、あまり依頼が殺到すると、かえって犬がかわいそうという状況も考えられる。

ただ、動物愛護という気持ちを醸成する情緒教育の一環というのは、非常に大事だと思うので、機会をなるべくふやすようにできたらと考えている。

問) 先ほどの山田副委員長の質問とも同じだが、やはりもう少しマスコミを使ったり、うまく発信していけば、こういう活動をしているということが伝わるのかなと思うので、限りある人員ではあると思うが、頑張ってもらいたいと思う。

問) 譲渡したい猫や犬をボランティア組織でマッチングをやっている。

例えば、沖縄や北海道から、もう私は犬も猫も飼えませんという情報を預かってくる。そうしたら、今度は全国から、犬や猫を欲しい人を募る。

欲しい人が、施設の周りで3日でも、4日でも、一緒に暮らして、この子がいいわと言って連れて行く。

でも、日本にそういう施設は少ない。そういうこともここでできればいいのだけれども、なかなか難しい。

ただ、それをNPOだとかがやると思うのだけれども、県内にそういうところはあるのか。

答) 譲渡ボランティアに譲渡した犬、猫は、ボランティアのほうで里親を探すという活動を行っていただいている。

今、委員がおっしゃったように、マッチングは非常に大切で、ボランティア団体の方も、実際に、譲渡を希望する方が本当にその犬、猫を幸せにできるのかということを確認した上で譲渡を行っている。

当センターで譲渡する場合、例えば家族に飼うことを反対している方がいないか。それから、あまり高齢な方ですと、今、犬、猫の寿命も長いので、後見してくれる方がいるか。あるいは借家の場合、動物を飼っていいかどうか。こうしたことを考慮した上で、譲渡を行っている。

実際に、譲渡を行う場合にも、犬、猫と触れ合っただき、大丈夫かどうかを確認している。

問) やはり答えが役人的発想。

当然、里親に出すというか、そのときに責任はあるのだけれども、まず一つは、犬や猫の面倒を見てくれる人を探す。今度はその人たちが飼うわけだが、犬や猫は10年から15年で死んだら、その施設の近くにメモリアル施設も備える。

その後、また施設に行って自分の気に入る犬や猫を連れて帰る。その子たちと一緒に遊ばせる場所をつくる。

お年寄りにアニマルセラピーができるし、動物と一緒に生活する子供たちに確執が起きないというデータもあるから、子供たちに動物愛護をきちんと教え込む。

発想が広がっていくと思う。例えばその施設に、県でできる専修学校でトリミングの修

得があったり、犬の気持ちがわかる施設がある。そこに災害救助犬の訓練施設もあって、ヘリポートも備えてそこから飛んで行く。

救難、水の関係もあるし、いろいろな関係のものもそういうところにある。

全国に、動物愛護協会というのが獣医系もあって、財閥系もある。それを一つにして、1カ所もしくは3カ所ぐらいつくって、みんながそこに持ち込んだり、自分の気に入った犬や猫を連れて行くという形にしていけないと、殺処分数を1,400匹から七、八百匹にしたというのは、確かに努力の成果だと思うけれども、ここから先はなかなか進まない。北関東だけで900万頭いると言われている。

それを何とかするために、やっていかなければいけない。やはりそのためには行政だと思う。

もらっていく人たちは、性善説だと思わないと。その家族環境を見ながら、このうちにはこうだとか、では、この人はアパートに住んでいるから、この人は犬と暮らせないだろう、といっても、きちんと暮らせるところに行くかもしれない。

本来から言うと、そこも民間の動物愛護センターのマッチング施設がそれをうまくつないでいくのだが、そういう施設がヨーロッパにたくさんあることは知っていると思う。

そういうところに行くと、すごくきれいだし、常に人がいて、コテージが周りにあって、そこには何日か暮らして、それから連れて行く。

ああいうものを考える文化というのは日本にはないのかもしれないけれども、つくっていかなければだめだよ。ここが司令塔になってくれると、今の殺処分という扱いのところ、減ってくるのではないかな。

確かにヨーロッパに行くと電車の通路で犬が寝ていたりする。あれは、もうああいう教育をずっとしてきて、いい教育を残してきたからああなっているのだよね。

まだ日本はそこまで行っていないので、でも、今のままではまずいので、何とかそういう施設を行政が指導しながらやっていって、民間のNPOがうまく活動していってくれば、殺処分は減る。

やはり役人がしていると難しい。難しいというかかたい。責任もあるし。

でも、本当にそれらをやっていけば、山梨県がペットの聖地になるだろうし、そこに今度は、ペットツーリズムで全国から集まっていたりするようなものも考えられる。それで、ぜひやってほしい、積極的に。やれば絶対成果が出る。どう考えるか。

答) 貴重なご意見、ありがとうございます。委員が言うように、現状、譲渡の数というのは、頭打ちになっている。我々の努力だけで十分、この譲渡事業を進められるか、あるいは殺処分を減らせるかということになると、やはり違った方法も考えていかなければいけないなということを感じている。

また、委員の意見を参考にしながら、これから愛護事業を進めていけたらと思う。



説明、質疑の後、施設の状況を視察した。

